

権限の移管

議案第 61 号 加西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定権限が市へ移管されることとなったことから、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるもの。

問 市が監査を行うことになる居宅介護支援事業所は 16 施設あるとのことだが、監査を行う間隔は法令の基準ではどうなっているのか。

答 国の基準では、6 年間の指定の期間に 1 回以上行うことが望ましいと定めてあります。

問 人員体制は現状で十分対応できるのか。

答 指定権限の移管によって人員配置が多くなることはなく、非常に厳しい状況ではありますが、間違いないように実施していきたいと考えます。



条例廃止

議案第 62 号 乳牛育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

東播磨農農業協同組合の統合に伴う事業廃止により、施設の解体撤去及び借地の賃貸借契約が満了したことから、条例を廃止するもの。

問 乳牛育成センターの土地を賃貸借契約していた 3 つの地区の現状と今後の計画について。

答 育成センターがあったところは、牛舎の撤去工事と防災工事を実施して返却しました。また、そのほかの採草放牧地につきましては、民間業者が利用したいという申し出があったことから防災工事等は当面行わず、利用方法等について協議しているところですが、保安林等の問題もあり調整を行なっている状況です。

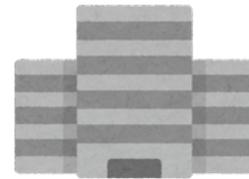
地域振興

議案第 63 号 加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

所得税法及び関係省令の改正に伴い、企業の拠点強化に関する課税の特例の適用期限が、2 年間延長されたこと並びに条文中に引用する計画名等が変更されたため。

問 課税特例の適用を延長することにより、東京 23 区にある企業の本社機能の誘致や拡充について、加西市において可能性が出てくるのか。

答 市として企業誘致のプロジェクトを推進していますが、県が推進する優遇制度についても積極的に参画していく姿勢で企業誘致に臨み、本社機能の拡充も含めて産業団地の充実を図っていききたいと考えています。



建築基準

議案第 64 号 加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市街化調整区域内において新たな地区計画として「鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区」、「鶉野上町産業集積地区」及び「東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区」の都市計画決定を行うことから、当該地区計画区域内における建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・建築物の高さなどに関する基準を追加するもの。

問 鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区の A 地区と B 地区の区分けについて。

答 A 地区については、鶉野中町で住宅や農地もあり準工業地域としています。B 地区については中野下宮木地区で、住宅もなく工業地域としています。

